

政令第 号

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第七条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条中「法第七条第一項」を「湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第二条の二中「^{りん}燐含有量」を「りん含有量」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第十一条中「第二十八条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第四号中「土地改良法」の下に「（昭和二十四年法律第九十五号）」を加える。

第十二条第九号中「第二十四条」の下に「及び第二十八条」を加え、同条第十号中「第二十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

附 則

この政令は、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

理由

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、規制の対象となる施設の範囲等について、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

